第四十八条の十四及び第四十八条の十四の二第一項中「第三百二十一条の八第五十二項」を「第三百二十一条の八第五十四項」に改める。

第四十八条の十四の三の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八第五十三項」を「第三百二十一条の八第五十五項」に改める。

第四十八条の十四の四の見出し中「第三百二十一条の八第五十三項」を「第三百二十一条の八第五十五項」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第五十三項」を「第三百二十一条の八第五十五項」に、「同条第五十三項」を「同条第五十五項」に改める。

第四十八条の十四の五（見出しを含む。）中「第三百二十一条の八第五十四項第三号」を「第三百二十一条の八第五十六項第三号」に改める。

第四十八条の十四の六の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第五十八項」に改める。

第四十八条の十四の七の見出し中「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第五十八項」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第五十八項」に、「同条第五十四項」を「同条第五十六項」に改める。

第四十八条の十五第一項中「第三百二十一条の八第五十七項」を「第三百二十一条の八第五十九項」に改める。

第四十八条の十五の二第一項第一号中「第三百二十一条の八第四十八項（同条第四十九項」を「第三百二十一条の八第五十項（同条第五十一項」に、「同条第五十一項」を「同条第五十二項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第四十八項」を「第三百二十一条の八第五十項」に改める。

第五十二条の二第一項中「の一般ガス導管事業者」の下に「（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第五十四条の三十二第一項第一号中「第七十三条の十四第六項」を「第七十三条の十四第七項」に改め、同項第二号中「第七十三条の十四第七項」を「第七十三条の十四第八項」に改め、同項第三号中「第七十三条の十四第八項第二号」を「第七十三条の十四第九項第二号」に改め、同条第二項第三号及び第四項第一号中「第七十三条の十四第七項」を「第七十三条の十四第八項」に改める。

第五十六条の八十四の二第三項第一号中「建物の区分所有等に関する法律」の下に「（昭和三十七年法律第六十九号）」を加える。

第五十六条の八十八の二第一項中「六十三万円」を「六十五万円」に改め、同条第二項中「十九万円」を「二十万円」に改める。

第五十七条の二中「及び第五十七条の五の二（第八号に係る部分に限る。）」を削り、同条の表第五十七条の二の二第八号の項を削る。

第五十七条の二の五第一項中「準用する法第三百二十一条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項」を「準用する法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項」に、「同条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項」に改め、同項第一号中「第五十三条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項」を「第五十三条第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十二項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項」を「第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十二項」に改め、同条第二項中「準用する法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項」を「準用する法第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項」に、「同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項」に改め、同項第一号中「第五十三条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項」を「第五十三条第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項」に、「同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十三項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に改める。

第五十七条の二の八第一項の表八月の項及び同条第二項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に改める。

第五十七条の五第一項中「及び第五十七条の五の三」を「及び次条」に、「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に、「第五十七条の五の三第二項」を「次条第二項」に改める。

第五十七条の五の二を削る。

第五十七条の五の三第一項中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改め、同条第三項中「第五十七条の五第二項」を「前条第二項」に改め、「その」の下に「収納した」を加え、「第五十七条の五の三第一項」を「次条第一項」に改め、「委託して」の下に「収納した」を加え、同条を第五十七条の五の二とし、第五章中同条の次に次の一条を加える。

（機構指定納付受託者等の要件）

第五十七条の五の三　法第七百四十七条の八第一項及び第七百四十七条の九に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一　法第七百四十七条の八第一項に規定する納付等事務（次号において「納付等事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

二　その人的構成等に照らして、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

第六十一条中「同条第六項第十号」を「同条第七項第十号」に、「第七十三条の十四第五項から第十四項まで」を「第七十三条の十四第六項から第十五項まで」に、「第八条の六」を「第八条の五」に、「第十条」を「第十条の二」に、「から第十四条」を「（第三項を除く。）から第十四条の二」に改める。

附則第五条の二の二を次のように改める。

第五条の二の二　削除

附則第六条を削り、附則第五条の六を附則第六条とする。

附則第六条の二中第十項を第十二項とし、第五項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「又は第三号イに掲げる法人」を「若しくは第三号イに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法附則第九条第十三項に規定する政令で定める事項は、租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第一項に規定する事項とする。

5　法附則第九条第十三項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける事業年度に係る法第七十二条の二十五第八項若しくは第十一項、第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二十八第一項の規定による申告書に、経済産業大臣の法附則第九条第十三項の法人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を証する書類の写しの添付がある場合とする。

附則第六条の十七の見出し及び同条第一項中「附則第十条の二第一項」を「附則第十条の三第一項」に改め、同条第二項中「附則第十条の二第二項」を「附則第十条の三第二項」に改める。

附則第七条第二十二項を削り、同条第二十三項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条に次の一項を加える。

24　法附則第十一条第十八項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一　宿舎の用に供する不動産

二　その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産